

香取市公告第42号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月12日

香取市長 伊藤 友則



1 縦覧に供する書類の名称

令和8年度第2次香取市農用地利用集積計画書の写し
（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況に関する部分を除く）

2 縦覧期間

令和8年5月12日から令和8年5月26日

3 縦覧場所

香取市役所 生活経済部農政課